

☆令和5年度 座安こども園

年度途中1号認定の募集について

若干名受け入れ可能枠がございます。
必要な方は事務所へお声かけください。

書類配布期間 毎月1日～15日まで9:00 ～ 17:00
受付期間 毎月1日～15日まで9:00 ～ 17:00
お問い合わせ先 098-987-0107 担当:高良





令和5年度 座安こども園 1号認定児童募集要項 年度途中入所について



1 募集対象施設

社会福祉法人 豊穰福社会 座安こども園

所在地： 沖縄県豊見城市字座安55-2



2 施設情報について

施設名称	社会福祉法人 豊穰福社会 座安こども園
提供する曜日	月曜日から金曜日まで
教育標準時間	8:00～13:30
休業日	土曜日・日曜日・祝日・慰霊の日(6月23日)
	夏季・秋季・冬季・春季休業日
	その他園長が指定した日

3 申込資格

- ① 教育を必要とする平成29年4月2日～令和2年4月1日生まれの児童。
- ② 保護者等が児童を当該施設に送迎できること。
注)校区外からの申込みは可能ですが、校区内の児童を優先致します。

4 定員・募集人員

3歳児クラス	4歳児クラス	5歳児クラス
若干名	募集なし	若干名

※募集人数についての詳細は、直接電話でお問い合わせください。

5 保育料等の算定について

【入園料】 なし

【教育時間の保育料(利用者負担額)】無償

※さらに新2号認定を受けることで預かり保育料も無償化の対象になります。

※適正な保育料の算定に関して、豊見城市居住市町村の算定事務に沿って行うことになります。

申し込みの際はご理解の上、申し込みをお願い致します。

6 給食費(月～金)について

階層によって異なりますので以下の表をご確認下さい。

※日割り計算は行いませんのであらかじめご了承ください。

階層	区分		豊見城市		
			1子	2子	3子
1	生活保護世帯		1,000 円		1,000 円
2-1	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等			
2-2	(市民税所得割非課税世帯)	その他			
3-1	市民税所得割課税額	ひとり親世帯等			
3-2	77,101 円未満	その他			
4	市民税所得割課税額 211,201 円未満		1,000 円+4,500 円 新 2号はプラス 300 円 (3時のおやつ代として)		
5	市民税所得割課税額 211,201 円以上				

◇その他諸経費(実費徴収分)

- ・保育・教育教材 新学期用品注文書のとおり
- ・保育・教育活動費 (月額) 300円
(折り紙、画用紙、制作教材、園外保育に出る際の車両費など)
- ・行事による活動費 その都度実費徴収
- ・その他・・・必要に応じて実費徴収致します。その都度お知らせします。

7 預かり保育料と給食費(土曜日・長期休暇)について

特別な事由により預かり保育をすることが出来ます。直接園にご相談下さい。

※金額については変更になる場合があります。

実施日	預かり保育を行う時間帯	保育料階層区分	利用料 ※1 ※2	給食費
平日 (月～金)	7:30～8:00	すべての世帯	日額 200 円	—
	13:30～18:30	1 階層 2 階層 3 階層 4-1 階層(一人親世帯等) 4-2-1(ひとり親世帯等)	日額 450 円	—
		それ以外の世帯	日額 450 円	50 円
土曜日 長期休暇	8:00～18:00 (土曜日、長期 休業日等) ※3 日前まで に予約が必要です	1 階層 2 階層 3 階層 4-1 階層(一人親世帯等) 4-2-1(ひとり親世帯等)	日額 450 円	50 円
		それ以外の世帯	日額 450 円	290 円

※1 どなたでもお申し込みは可能ですが、無償化の対象となるには、新2号認定という認定を受ける必要があります。新2号認定をご希望の方は以下の該当する書類をご準備ください。

※2 『10 申込方法 (2) ⑤新2号認定を申し込む方』の表の要件を満たさなくなった場合は、無償化の対象から外れることになります。すみやかに園に申し出てください。スムーズに事務手続きにご協力ください。

※3 午後の預かり保育のみの利用は行っておりません。

8 長期休暇について

夏休み 7月20日 ～ 8月28日

秋休み 10月12日 ～10月16日

冬休み 12月26日 ～ 1月 6日

春休み 3月25日 ～ 4月 7日

※座安小学校の長期休暇期間と合わせますので変更になる場合があります。

※上記期間は、預かり保育での対応になります。近くなりましたら長期休暇における預かり保育実施のご案内を作成します。

※8:00～18:00が預かり保育時間です。

※但し、12/29～1/3の預かり保育はありません。

※旧盆期間の預かり保育はありません。

9 保育料等の納付について

- ・保育料等の納付方法は、原則として口座振替になります。
- ・振替は、毎月 26 日(ただし、26 日が金融機関休業日の場合は翌営業日)です。
- ・引き落としは当月分の保育料(保育料、給食費、預かり保育料等を合算したもの)となります。残高不足にならないようご注意ください。
- ・口座振替依頼書は、事務所にてご用意しています。受け取り後、必要事項を記入の上、事務所にお申込み下さい。

10 保育料の納付が遅れたとき

所定の口座をお知らせしますので、速やかに納付下さい。

11 申込方法

(1) 書類の配布期間

ア 期 間 毎月 1 日～15 日まで ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

イ 場 所 座安こども園 事務所

ウ 時 間 午前 9 時～午後 5 時

(2) 書類の受付期間

ア 期 間 毎月 1 日～15 日まで ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く。

イ 場 所 座安こども園 事務所

ウ 時 間 午前 9 時～午後 5 時

エ 提出書類

- ① 入園申請書
- ② 支給認定申請書 兼 施設利用申込書
- ③ 利用に関する確認兼同意書・誓約書
- ④ 親子健康手帳の写し

(1歳半、3歳各健康診査結果ページ部分・予防接種欄)※新入園児童のみ

⑤ 新 2 号認定を申し込む方

No.	状 況		必要書類
1	就 労	雇用されている方 (会社員、公務員、派遣等)	勤務証明書 ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復職日の記載が必要です。
		自営業（協力者含む）	自営業等申立書 +①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料(開業届、営業許可書 等) ③ 近 3 ヶ月分の売上げが分かる資料(給与明細、通帳の写し 等) ③最新の確定申告書の写し 等
2	妊娠・出産		親子健康手帳の分娩予定日記載ページの写し
3	保護者の障がい		下記の①②いずれかひとつ ② 体・精神障害者手帳の写し ②療育手帳の写し
4	保護者の疾病		診断書 （保護者・同居者用）
5	親族の介護・看護		診断書 (看護・介護用)+申立書（※必要に応じて）
6	災害復旧		罹災証明書等の被災を確認できる資料
7	求職活動		ハローワークカードの写し
8	就学		以下の①②すべて ② 学証明書または入学許可書等 ②授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等
9	19 歳以上 65 歳未満の同居人(祖父母、きょうだい等)がいる方		同居人の状況（No.1～8）を確認できる書類

きょうだい同時に申し込む場合は該当する書類 1 部で結構です。

※太字は、所定様式がございました。

※就労、介護、出産など上記の要件を必要とする際に新 2 号認定を受ける事ができます。

※提出頂いた書類は、適正な算定を行うため、居住市町村に提出致します。ご同意の上
お申し込みください。

※アレルギー疾患をお持ちの児童は医療機関が交付する診断書などの提出をお願いいたします。

⑥ 該当する方のみ以下の書類

No.	必要書類	必要書類
1	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
2	ひとり親世帯	以下の1～3のいずれかひとつ 1. 児童扶養手当受給者証書の写し 2. 母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し 3. 婚姻していないことがわかる戸籍謄本の写し及び申立書(指定様式)
3	一人親に準ずる世帯	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合、相手方の「保育の必要な証明」の提出が必要です。
4	障がい者(児)のいる世帯	以下の1～3のいずれかひとつ 1. 身体・精神障害者手帳の写し 2. 療育手帳の写し 3. 特別児童扶養手当証書の写し
5	世帯全員が市外在住で転入予定の方 ※令和4年3月31日までに転入の方	現住所の住民票謄本
6	保護者の一方が市外在住の場合	市外在住者の住民票謄本
7	令和3年1月1日時点で豊見城市に住所が無い方	令和3年度市町村民税所得課税証明書 ※市町村民税所得割、均等割、各種控除等の内訳が確認できる証明書

※保護者や同居人には、事実婚・内縁・結婚予定で同居している方を含みます

※提出頂いた書類は、適正な算定を行うため、豊見城市役所に提出いたします。ご同意の上、お申込み下さい。

オ 締め切り後の選考優先順位

① 現に在園している児童	② きょうだいが在園している方
③ 座安小学校校区内及び卒園児のきょうだい ※卒園児のきょうだいは小学2年生まで対象	④ 同法人施設(もりのこ保育園の児童)
⑤ 豊見城に在住する児童(新規児童)	⑥ その他市外の児童

12 入園内定

申込の結果入園が内定した場合は、園から支給認定に関する書類及びその他の入園手続きに関するお知らせをいたしますので、所定の手続きをお願いいたします。

○説明会・面談時に必要な書類(用紙は内定時にお渡しします)

- ① 緊急連絡票
- ② 生育調査票
- ③ 個人情報を守ります(同意書)
- ④ 預金口座振替依頼書
- ⑤ その他

※継続児童については①の書類をご記入頂きます。

・内定後、入園日までに保護者または対象児童が申し込み資格を満たさなくなった場合は原則として内定等を取り消します。

13 説明会・面談

- (1) 内定を受けた児童・保護者は「支給認定申請書 兼 保育所等・幼稚園等利用申込書」の記載内容を確認し当園で説明会・面談を致します。

※説明会・面談時に必要な書類（用紙は、面談のご案内と一緒に送付致します。）

- (2) お子さんの健康状態や発達の状況などについて、面談時に詳しくお聞かせください。

詳細は申し込み時にご案内いたします。

※継続児童については、説明会及び面談等はありません。

14 その他

この要項に定めることのほか、児童の選考に必要な事項については、座安こども園が別に定めます。

○入園までの流れ

① 書類配布期間 《 毎月 1 日～15 日まで》※土日祝を除く

施設見学を希望する場合は、事前にお問い合わせ下さい。座安こども園 電話 098-987-0107

②入園申込《毎月 1 日～15 日まで》※土日祝除く

申込受付締切日まで、申込書類を提出してください。書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。※郵送での申込受付はしていません（県外・離島除く）

③利用調整（選考） 《 毎月 20 日ごろ》

『在園児』、『在園児のきょうだい児』、『校区内』・・・の順で優先し、定員を超える申込みがあった場合は、選考・抽選を行います。選考の結果、定員に漏れた方についてはキャンセル待ちとなります。

④入園内定通知 《 毎月 20 日ごろ》

入園決定した児童の保護者に対して、「入園（利用）内定書（1号認定用）」を送付します。

⑤入園オリエンテーション及び面談 《 入所内定したあと日時の調整》

入園対象児童と一緒に面談を受けてください。所定の日時をお知らせ致します。

⑤入園決定通知 《 面談終了後》

※心身に障がいを持ち（特別児童扶養手当受給者、障がい者手帳・療育手帳の所持者等）かつ審査会にて施設への入園が可能と判断された児童について、施設の受け入れ体制が整わない場合、入園保留になる場合があります。



お問い合わせ先

社会福祉法人 豊穰福祉会
座 安 こども園
担当 高良
電話 098-987-0107